

コーポレートPPAやM&Aなど再エネビジネスは多様化の時代 地域共生など課題も／オリック東京法律事務所に聞く

固定価格買取制度(FIT)の未稼働案件の認定失効が2022年3月をもって行われ、残存案件が減少するとともに、FIP制度による開発や、FITおよびFIPを使わないコーポレートPPAも普及し始めるなど、再エネの開発も多様化してきた。一方で宮城県では森林開発を抑制するとの目的で再生可能エネルギーに対する新たな税が公布されるなど、事業者にとって明るい話題ばかりではない。そんな中、国内再エネビジネスや法規制の動向、また先日NTTアノードエナジーとJERAによる買収が発表されたグリーンパワーインベストメント(GPI)の成長に長年関与するなど日本の再エネ法務に寄与してきた立場から、国内再エネ企業のM&A動向についてオリック東京法律事務所の若林美奈子弁護士、乾由布子弁護士、河村豪俊弁護士に話を聞いた。

ー若林弁護士は女性として初の日本風力発電協会(JWPA)監事に就任されました
若林 2022年5年に就任しましたが、JWPAでは理事にも同じタイミングで一人、さらに先日の総会でさらにもう一人、女性理事が就任するといった、新たな形になりつつあります。また、企業ではなく弁護士事務所からの監事も私が初めてでした。

国内事業者やメーカー主導から、小規模な外資系も加わるなど加盟企業も多様になっています。外資も参入しやすい環境構築など意見をまとめるのが難しい局面にある中、内側から見て理事の方々が風力をいかに拡大していくか苦勞されているのがわかります。最近では風力発電に対する世間の風当たりも強く、JWPAの理事会や各部会でも大小様々な問題について解決すべく議論を重ねています。

乾 世界的に洋上風力発電に注目が集まる中、グローバル風車メーカーも引き合いが多くなり、事業者は交渉力が無くなっていると感じます。弊所に蓄積された国際的知見をもって交渉に臨もうとしても「時代が違う」となってしまう。1年前と同条件すら通用しません。

若林 契約を締結していても、一方的に変更されるケースもあります。違約金などを設定していても、それを請求すればメーカーとの関係が切れてしまう懸念から変更に応じる判断を採らざるを得ないという事態も生じている状況です。

ーカーボンニュートラル達成へ様々な再エネ導入施策が採られています
河村 様々な新ビジネスが出てきており、例えばバーチャルPPAは2022年

11月に経済産業省から商品先物取引法の差金決済に関する見解が出されるなど、政府も対応を進めています。民間サイドも、差金決済の問題が発生しない固定価格での取引はもちろん、この論点についての上記経済産業省見解を踏まえたPPAを組んでいく動きがあり、大きな一歩を踏み出しているという印象を受けます。

発電所の開発にあたって、FIT、FIPのいずれも使わない選択肢も出てきていて、戦略の幅が出てきているのかなと感じます。非FITで事業をするには需給管理が求められることから新たなビジネスも生まれつつあり、これに関連して蓄電池への関心も高く、系統用や再エネ併設を具体的に検討する事業者が増えたように感じます。

弊所にも米国の事例がどういふものか、契約書作成や交渉の際、どの点に留意すればよいかといった助言を求められることがあります。また今後の制度の方向性についてディスカッションすることも増えました。

若林 従来のFIT再エネ開発では発電事業者側に関与して契約関連を担うのが中心でしたが、コーポレートPPAでは需要家サイドからの依頼もあります。比率では発電側6~7割、需要家側2割、残りは小売電気事業者やアグリゲーターから、といった感じです。

日々、日本語、英語、発電側、需要家側などあらゆるフォーマットで契約を作成しています。

ーオンサイト・オフサイトなど依頼の傾向は
河村 オンサイトが活性化した時期があり、現在も案件はありますが、ここ

1年ほどは特にオフサイトやバーチャルPPAで具体的な話を聞く機会が増えたように感じます。案件ごとに論点も異なり、まだ業界のスタンダードが固まっていない印象を受けます。

若林 コーポレートPPAという枠組みの登場で、太陽光発電市場も再活性化してきました。新規開発の需要に加え、建設前を含めた案件の取得、合弁会社による共同開発といった話も、海外事業者からの依頼も含めて増えつつあります。

河村 FIT案件のFIP化も話をいただきます。先日に経済産業省の審議会でFITやFIPによらない太陽光開発・導入が2022年度に0.5GWとありましたが、実務経験からも違和感ない数値です。

ー発電側、需要側のニーズは
河村 需要家のニーズは様々で、国際展開する需要家では求める環境価値について一定のグローバルでの標準を求めたり、「何年までにどのくらい」と規模を求める事業者もいます。発電側は需要家の「いつまでにこの規模」といった声に対応する際、開発段階にあ



若林弁護士



乾弁護士



河村弁護士

るものに限らず、既存案件のFIP化も可能かといった論点もあり、その目線を合わせる事が重要と感じます。

若林 外資の需要家の中には追加性の観点から「FITもFIPも使わないで」という意見もあり、一方で発電側がリスク回避の観点からFIP取得を志向して、価値観が合わないケースもあります。

また、運転開始時期について、需要家は超過した際のペナルティを求める一方、発電側は日本の法制度リスクもある環境で確約を避けたいのが実情です。特に大規模なポートフォリオ案件などで、需要家と発電側との間でリスク分担をどうするのかで合意が得られず、契約に至らない場合が多くあります。

乾 先日FIT認定の失効がありました。これら事業の用地が一部、利用できる可能性はあります。ただ、なぜ過去の事業が実現しなかったのか、事業費以外の問題であれば、そもそも開発が困難な可能性があります。

—地域共生が強く求められています

河村 昔から取り組まれてきたことですが、昨今は特に重要視されていて、事業者も一般の方の「再エネ施設は危

険」という認識と日々向き合っていることと思います。

開発にかかる関係法令の許認可取得や説明会開催がFIT認定申請の要件になるなど、地域共生は今後最も気を付けるべきポイントの1つと考えています。

温対法の促進区域は自治体がどの程度本気で取り組むのかなど、動向が気になります。宮城の再エネ新税など自治体にも温度差があり、それとの付き合い方も難しい問題です。我々が関与する事業者は法令での要件化以前から丁寧な説明会などに取り組んできましたが、再エネ業界全体が一般の方にネガティブな目でみられる傾向にあり、時にマイナスからのスタートになってしまうのが残念です。事業者側も「地元にとってのメリット」を提示できることが期待されていると感じます。

若林 事業者に合意形成が丸投げされているのも、国の姿勢として疑問です。国として進む方向性を明確に示した上で住民にも協力を求める方向性を提示していただければ良いのですが。住民側もメリットをどこまで求められるのが難しい中、何度も説明会を開催・参加するのは事業者だけでなく住民とっても負担になります。

—NTTアノードエナジーとJERAがグリーンパワーインベストメント(GPI)を取得します。国内のM&Aに関する動向は

乾 弊所ではGPIのアセットについて以前から見てきたので感慨深いです。国内のM&Aの動向については、我々は海外投資家によるM&Aをサポートすることが多いのですが、対象会社についてはGPIのような大手のケースばかりでなく、最近では、むしろ起業したばかりであるなど小規模ながら成長軌道にある企業を買いたいという相談が非常に多いです。以前から日本進出の足掛かりだったり、アセット管理目的などで小規模な会社のM&Aはありましたが、ここ数年は特に増えたと感じます。案件パイプラインに加え、開発能力のある人材が評価されている印象です。日本法人を売却する際のサポートも行いますが、個社のイグジット戦略であって、日本市場をネガティブにとらえている印象はなく、むしろ買いたい人が多いから売るのであって、全体から見るとFITの終了後も含め日本市場を魅力的に捉えている投資家が多いのではないのでしょうか。